

特記仕様書

(適用)

第1条

本特記仕様書は、潮来市の実施する潮来市地域連携拠点の整備に係る都市公園ゾーンのあり方検討業務委託に適用する。なお、本仕様書に定めのない事項については、委託者と協議の上、決定すること。

(業務名)

第2条 (仮称) 潮来市総合運動公園あり方検討業務

(業務目的)

第3条

潮来市では、潮来 IC 北側に位置する約 60ha の土地に、スポーツ及び観光活動を核とした交流拠点（地域連携拠点）の整備に向けた検討を進めている。
本業務では、地域連携拠点のうち都市公園ゾーンについて、将来的な「(仮称) 潮来市総合運動公園整備基本計画」に向け、必要機能やゾーニングを検討することを目的とする。

(業務の履行機関)

第4条

契約締結の翌日から令和8年3月19日（木）まで

(業務内容)

第5条

1 本業務の具体的な業務内容は以下のとおりとする。

(1) 過年度検討結果の把握・整理

潮来市地域連携拠点整備基本構想（令和6年3月）等の過年度検討結果について、本業務の検討の前提条件として、検討結果・経緯を整理する。

- ・ 過年度調査結果の整理
- ・ 市内類似施設の現況結果の更新

(2) 公園整備・運営の事例調査

本事業の参考となる公園整備・運営の参考事例について収集し、本事業検討に資する内容を整理する。事例収集の観点は以下の通りとする。

- ・ 地域連携拠点として整備されている公園の必要機能
- ・ 官民連携を行っている公園整備・運営の事業スキーム

(3) 施設利用の需要調査

公園内への整備が想定される屋内運動場（アリーナ）について、施設規模や機能の検討に資することを目的として、利用が想定されるプロスポーツチーム、社会人チーム等へのヒアリング調査を実施する。ヒアリングは5団体程度を想定する。

(4) 市民ワークショップの開催支援

将来的に策定作業を進める「(仮称) 潮来市総合運動公園整備基本計画」に市民意見を反映し、参加意識の醸成等を図る目的として市民ワークショップを開催する。受託者は市民ワークショップの企画・運営を行う。

- ・ ワークショップの企画
- ・ ワークショップ開催に関する広報・PR 支援
- ・ ワークショップの開催・運営 (2 回)
- ・ 意見集約・とりまとめ

(5) 導入機能・ゾーニング検討

上記(2)~(4)を踏まえ、公園内に必要な施設機能・要件、ゾーニングを検討する。なお、ゾーニング検討にあたっては複数案のゾーニング図を作成のうえ、比較評価を実施すること。

(6) イメージ図作成支援

上記(5)を踏まえ、イメージ図(鳥瞰図×1枚、スケッチ×2枚)を作成する。イメージ図のアンクル等は受託後に市と協議のうえ決定とする。

(7) 事業スケジュール等の検討

本業務での検討を踏まえ、事業実施までの事業スケジュールを検討する。

(8) 公園あり方検討結果のとりまとめ

上記(1)~(7)をとりまとめ、検討・調査報告書を作成する。なお、とりまとめにおいては、今後の検討にあたって想定される課題や事業推進のための論点についても整理するものとする。

- ・ 調査報告書の作成
- ・ 想定される課題及び対応策の整理
- ・ 事業推進のための論点整理

2 上記業務を実施するにあたり、必要な打合せ協議を行う。内容や回数については、その都度協議し決定する。

3 各会議等において、調査状況等について潮来市に情報共有し、必要な支援を行う。また、市が独自に実施する関連する会議(庁内会議等)においては、適宜市から連携する関連情報について、本検討に反映する。

(成果品の提出)

第6条

成果品の部数および提出先については次のとおりとする。なお、作業完了後といえども成果品に誤りがあった場合には受託者の責任において、その誤りを訂正しなければならない。

1. 調査報告書 (A4 横) 2 部
2. 調査報告書: 概要版 (A4・4 枚程度) 2 部

3. 各電子データ 一式
4. 提出先：潮来市市長公室企業立地戦略室

(その他)

第7条

- (1) 本業務委託においては、現地の状況を十分把握し、問題等について担当者と協議しながら報告書を作成すること。なお、協議が必要な場合は、事前に担当者に連絡すること。
- (2) 本業務委託を遂行する上で、設計資料に疑義が生じた場合には、速やかに担当者と協議して定めるものとする。

以上